

令和 8 年（2026 年）7 月 15 日
教育委員会事務局 学校施設管理課

豊中市学校施設整備方針（案）に関する意見公募手続の結果について

令和 8 年（2026 年）6 月 1 日～6 月 3 0 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便	6	6
2	ファクシミリ	2	3
3	電子メール	8	15
4	電子申込システム	119	237
5	所管課への直接提出	19	21
6	その他		
	合計	154	282

（上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係のないもの 6 人 7 件の意見がありました。）

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	141	258
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	4	13
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者	3	3
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	1	2
	その他（市民等の区分が未記入のもの）	5	6
	合計	154	282

（上記以外に、政策等の案の内容とは直接関係の無いもの 6 人 7 件の意見がありました。）

（２）提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	1 章 P2	豊南小学校を廃校にせず、今ある場所を活かした検討をお願いしたいです。地域にとって大切な学校ですので、慎重に検討してください。	本方針は、本市の学校を整備する際の基本的な考え方を定めるものであり、豊南小学校をはじめとする特定の学校の整備手法等を定めたものではありません。個別整備計画の策定にあたっては、いただいたご意見を参考に、地域の皆様との対話を重ねながら、より良い学校施設の整備手法について、慎重に検討を進めてまいります。 学校再編については、「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」に基づき、いただいたご意見を参考に地域の皆様との対話を重ねながら、検討を進めてまいります。
2	1 章 P2	豊南小学校をなくさないでください。	
3	1 章 P2	高川小学校の敷地での統合にこだわる理由について、地域として十分な説明がなされているとは感じません。豊南小学校の敷地での統合案も含めて公平に検討してください。	
4	1 章 P2	豊南小学校については、廃校とする前提ではなく、現在の場所での活用も含めて比較検討をお願いしたいです。教育環境、安全性、地域への影響を十分に考慮した判断を求めます。	
5	1 章 P2	豊南小学校を廃止する計画に反対です。小学校は地域の要でもあり、統廃合することでこれまでの地域のまとまりが壊れてしまう恐れがあります。また、豊南地区は新しいマンションが建ち、小さな子どもが増えているとも聞きます。統廃合ありきではなく、子どものこと、子どもが育つ地域のことを考え、住民の意見を聞いて計画に反映させてください。	
6	1 章 P2	豊南小学校を廃校にせず、今ある場所を生かした検討をお願いしたいです。地域にとって大切な学校です。また災害などあったときにも避難場所にもなりますので、学校はあるべきです。統廃合することにより通学	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		距離や安全面が心配です。小さくても近くにある学校があるということで、子供たちは安心して学校に通うことができます。保護者も近くの学校ということで安心すると思うので、廃校ありきの計画を見直してほしいです。	
7	1 章 P2	豊南小学校を廃校にしないで下さい。私の住む地域の庄内南小学校は廃校となり、よつば学園に統合されました。地域に子どもたちの声が聞こえないのは、寂しい。行き交う人も減り、地域の安全面でも不安になります。小学校・中学校はいまのままの数が良いと思います。	
8	1 章 P2	単独建替えのコスト面からの学校再編に反対です。今ある場所の学校を大切にし、より良い環境にしていくことが今後の児童生徒の教育に繋がる施策と思います。全国的に不登校の児童生徒が増えるなかで、家の近くにある小規模な学校は安心して通える第一条件です。学校再編も一度やってしまうと元に戻すことは大変困難です。十分に児童生徒や市民の意見を聞き、不登校の児童生徒や、登校に困難を感じる子ども・保護者など、声が届きにくい人々の困難にも思いを寄せて市政をすすめていかれることを願います。	
9	1 章 P2	学校再編の検討にあたっては、地域住民や保護者との十分な合意形成が不可欠と考えます。 しかし、意見交換会では PTA との合意形成ができていないとの認識が示されているほか、「方針ありき」「意見が反映されない」といった声も多く聞かれます。また、学校教育審議会での十分な審議が行われていないとの指摘もあり、手続きの適正性に対する懸念があります。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		このような状況では、 1. 住民が主体的に意見を述べられる環境 2. 提示された意見が実際に検討に反映されるプロセス 3. 複数案の比較とその根拠の明示 が十分に確保されているとは言い難く、結果として合意形成が成立している状態とは認められません。 学校再編は地域の将来に大きな影響を与える重要な課題です。現時点では合意形成が未了であることを前提に、検討プロセスを見直し、複数案の比較や意思決定過程の透明化を図るよう強く求めます。	
10	1 章 P2	豊中市学校施設整備方針が掲げる「適正規模の確保」「教育環境の向上」「小中一貫教育の推進」に賛同します。特に小中一貫教育は、学びの連続性や中 1 ギャップの解消に有効であり、今後も積極的に推進すべきと考えます。 一方で、将来的には豊南小学校の児童数増加と高川小学校の児童数減少が見込まれており、学校規模の偏在への対応が必要です。 そのため、豊南小学校を拠点として豊南小学校と高川小学校を統合し、小中一貫校を整備することが有効な選択肢ではないでしょうか。これにより、適正規模の確保、教育環境の充実、教職員体制の安定化に加え、小中 9 年間を通じた一貫した教育が実現できます。また、施設の集約により、将来的な財政負担や維持管理コストの軽減も期待できます。 なお、第二の選択肢として、高川小学校区を豊南小学校区と小曾根小学校区へ分割編入する方法も検討に値すると考えます。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		以上を踏まえ、豊南小学校を拠点とした小中一貫校整備を優先的に検討するとともに、将来の人口動向や地域事情を踏まえた柔軟な判断を要望します。	
11	1 章 P2	豊南小学校の将来については、廃校を前提とするのではなく、現地活用を含めた複数案を比較検討すべきと考えます。 特に、 ・高川小学校敷地を拠点校とする理由 ・公共施設との複合化の必要性や効果 ・豊南小学校敷地での統合案との比較内容 について、地域住民や保護者への説明は十分とは言えません。 また、豊南小学校は地域の重要な避難所でもあり、防災機能の維持についても慎重な検討が必要です。 客観的な比較・評価資料を示したうえで、地域住民や保護者への丁寧な説明と意見を反映する機会を十分に設けていただくよう求めます。	
12	1 章 P2	本意見は、学校整備および学校再編（統廃合）に関する方針に関するものです。 特に豊南小学校については、学校再編（統廃合）による廃校を前提とせず、現地での維持・整備を求めます。 本協議会は、学校施設整備方針に基づく拠点校の選定について、児童の教育環境および地域生活に長期的な影響を及ぼす極めて重要な施策であると認識しております。 拠点校の選定にあたっては、教育環境、コスト、工期といった要素に加え、児童数の分布および将来推計との整合性を基礎とした合理的な配置とすることが不可欠であると考えます。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		特に、拠点校の位置が児童の居住分布と一致しない場合、通学距離の増加や低学年児童の負担増大、通学安全対策の強化といった課題が生じる可能性があり、結果として施設配置の合理性が損なわれるおそれがあります。 そのため、児童数の多い地域および将来にわたって一定規模の児童数が見込まれる地域に拠点校を配置することが、通学環境および公共施設の合理的配置の観点から重要であると考えます。 また、学校施設は教育機能に加え、防災拠点および地域コミュニティの中核としての機能を担っており、これらの機能を維持する観点からも既存施設の役割を十分に踏まえた検討が必要です。 さらに、将来の児童数の見通しを踏まえ、安定した学級規模を継続的に確保できる学校を基礎とすることが、長期的な施設整備および財政運営の観点からも合理的であると考えます。特に、児童数の減少が見込まれる地域を拠点校とした場合、将来的に施設規模の見直しや再整備を要する可能性があり、結果として追加的な財政負担を生じる懸念があります。 以上の観点から、拠点校の検討にあたっては、以下の事項を評価項目として明確に位置付けた上で判断されることを強く要望いたします。 1. 児童数の現状および将来推計 2. 学校規模の持続性（学級数の維持可能性） 3. 児童の通学距離および通学安全性 4. 学校配置と児童居住分布との整合性 5. 地域拠点機能（防災・交流・教育資産）の維持 これらの観点に基づく総合的な評価を行うことによ	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		り、児童・保護者・地域にとって最も合理的かつ持続可能な学校配置が実現されることを期待するものです。 なお、本意見書は令和8年3月に提出した署名簿1,031筆に基づくものですが、その後も署名活動を継続しており、現在では追加で200筆以上のご賛同をいただいております。 また、本件については地域住民の関心も高く、今後も状況を共有しながら継続的に意見表明を行っていきたいと考えております。	
13	1章 P2	必要時に「みなさん小学校元地にお集まりください」と連絡が届くことと「小学校にお集まりください」とでは受ける印象が全く違う、そう感じませんか？過疎地で、人口減少で学校が廃校になるのなら致し方ないですが、豊南小学校は生徒数も増加している現役バリバリの学校です。なぜその学校を廃校にしてしまう必要があるのでしょうか？「豊中市は市の南端に位置する豊南町を見捨てようとしている」という印象が強くなり残ります。学校を統合し廃校にすることと、存続させること、私たちの納めている税金の使い道、私たちの望む方向でお使いください。豊南町在中豊南小学校卒業生の一人として豊南小学校の存続を強く望んでいます。	
14	1章 P2	中学校の統合は賛成です。しかし豊南小学校を廃校することについては、検討が必要です。 理由として以下の3点の視点があります。 1 点目は児童の身体発達および体力の視点です。小学生(特に低学年)の徒歩能力を鑑みると、校区で最も端に居住する子どもにとって、登校リスクが高くなるこ	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		とが容易に想定できます。児童徒歩のスピード、所要時間、体力、危機察知能力からは危険が伴います。特に悪天候や災害時の徒歩はさらに危険性が高くなるため、最も避けなければならない事項であると主張します。 2 点目に災害時の避難場所の視点として、豊南小学校の存在は大きいです。これも特に児童にとって、地震が起きたときの避難場所として現在の豊南小学校があれば児童の移動能力からかんがえると比較的早く移動することができるが、廃校となると活用が困難となるため避難に時間がかかるであろう。また、収容可能な人数のキャパシティとしても、統廃合をすることは、人の密度が高くなるため、プライバシーの安全への配慮がなされにくくなるのではないかと?過去の阪神淡路大震災や東日本大震災などの避難所生活のケースから踏襲できるようにしてもらいたい。 3 点目の視点として、地域交流の視点として、地域の集いとして利用されている小学校を廃校することは地域の居場所を失うことになります。地域の活力が失われることで、地域社会福祉学的に資源を失いかねないことが想定できます。 以上三点の視点からさいど豊南小学校の廃校については検討していただきたい。	
15	1 章 P2	豊南小学校は地域にとっても大事な学校です。高川小学校との統廃合ではなく、今ある小学校の形で残していただきたい。 近くの豊南こども園を小学校施設内に移設、老人福祉施設(デイサービスやショートステイ施設)も併設し、地域の老若男女が安心して生活を継続していけるよう	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		に工夫して、今ある施設を有効利用していった欲しい。 廃校はやめて欲しい。 防災拠点としてもなくてはならないと考えています。	
16	1 章 P2	計画的な学校整備について老朽化しているので先ず建て替えるということで始まり、中豊島小学校、豊島小学校は建て替えになるが豊南小学校だけ先にまだ豊南小学校より新しい高川小学校跡地に再編建て替えてからというのは子ども達を何年も危険な状態に置くということになり、おかしいことだと思います。 学校再編して建て替えるなら先に豊南小学校跡地であるべきで児童数の増えている豊南小学校より児童数が減っている高川小学校に吸収される明確な理由もわかりません。 高川小学校跡地だけでなく豊南小学校跡地に建て替え計画を検討してください。	
17	1 章 P2	本方針は『学校施設長寿命化計画』に基づき、学校整備の基本的な考え方を定めるものとされています。同計画では、築後 60 年以上の施設等を対象に「順次改築を検討する」ことが示されており、市民はこれを「現行校区における現地での施設更新」と理解し、この公約を信頼してきました。しかし、本方針（素案）において「改築」の定義に「学校再編（統廃合）」までをも含めることは、当初の目的から逸脱するものであり、市民に対する信義則に反します。方針において「改築」を用いるのであれば、まずは「現行校区での建て替え」を原則とすることを明記してください。 第 7 章の「計画的な学校整備」における「校区・地域調整」では、住民との対話が整備プロセスの前提とされていますが、先行検討の現場では、1,000 筆を超え	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		る存続の陳情が提出されているにもかかわらず、「再編」が既定路線のように扱われています。これは住民の不信を招く不誠実なプロセスです。今後、個別整備計画を策定する際には、住民から提出された多数の陳情については、その趣旨を検討会議においてどのように反映させたか、反映の有無とその根拠を公開の場で説明する義務を方針案に追加してください。また、「現地建て替えの可能性の優先」を、検討手法における最重要指標として盛り込んでください。	
18	1 章 P2	老朽化した学校の建替えに合わせて近隣の学校も整備していく学校再編（学校統廃合）案が含まれており、学校整備のロードマップのグループ 1 には、現在、地域での説明会・意見交換会において、第十二中学校における学校統廃合、本市で 3 校目となる施設一体型の義務教育学校設置の案が示されています。これに関しては、豊南校区住民の方々から、本年 3 月には住民 1031 筆の署名簿を添えた「豊南小学校を廃校とせず、現地での改築・建て替えによる存続を求める陳情書」が提出され、5 月には市議員全員に対して「豊南小学校の再編計画および地域防災拠点の存続に関する見解について」と公開質問状も届けられました。 ・地域住民の多くが懸念を抱えたまま、統廃合ありきの学校整備を進めることは決して許されません。	
19	1 章 P2	小中学校を統廃合した大規模校な小中一貫校への再編や、複合化、多機能化ではなく、すべての子どもに活躍の場をつくり、伸び伸びと過ごせる小規模校の良さを生かすこと学校、子どもたち一人ひとりに目が行き届き、きめ細やかな指導ができる少人数学級を実現さ	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		せて下さい。	
20	1 章 P2	現在進行中の第 12 中学校区再編の動きと、この学校施設整備方針の整合性に疑義があります。現在進行中の第 12 中学校校区の再編は「学校規模の適正化」を前面に押し出し、統廃合のプランを立てられています。一方、本素案では学校施設整備は、「子どもたちの安全」「学びの環境改善」「地域との公共施設の複合化」が謳われております。だとすれば整備方針の議論はこの根本思想からスタートすべきであり、現在進行中のまずは「廃校有りき」の進め方は間違っています。学校施設の整備と学校統廃合は、まったく別のものです。また、学校規模の適正化は、豊中市の「まちづくり」をふまえて、市内全域での人口・少子高齢化対策を基に論じられるべきであり、単に北部・東部・中部・南部を切り分けた形で論じられるべきではないと考えます。子どもたちの安全・学習環境改善や地域との公共施設複合化を謳いながら、小学校区の統廃合を進めるのは矛盾しています。	
21	1 章 P2	学校統廃合には反対です。小規模校が理想です。豊南小学校地域でも反対の声が多数あがっています。未来に生きる子どもたちのために教育にこそお金をかけるべきです。地域の拠点として大事と言いながら学校を無くさないでください。	
22	1 章 P2	豊南小学校については、廃校とする前提ではなく、現在の場所での活用も含めて比較検討をお願いしたいです。教育環境、安全性、地域への影響を十分に考慮した判断を求めます。 小児にとって、歩く距離を考慮すべき。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
23	1 章 P2	豊南小学校を廃校にせず、今ある場所を活かした検討をお願いしたいです。 地域にとって大切な学校ですので、慎重に検討してください。 地域の真の再生と活性化を無視した合理化のみを追求した案には、心より反対いたします。	
24	1 章 P2	豊南小学校を廃校にせず、今ある場所を活かした検討をお願いしたいです。地域にとって大切な学校ですので、慎重に検討してください。子供達が登校する姿を見て元気付けられています。	
25	1 章 P2	高川小学校の敷地での統合にこだわる理由について、地域として十分な説明がなされていません。 書面だけでなくしっかりと納得ができる説明をして下さい。 加えて、豊南小学校の敷地での統合案も含めて公平に検討して下さい。	
26	1 章 P2	さくら学園 よつば学園が開校されましたが、順調に いっているのか疑問です。マンモス化され、学校行事もやりにくいのではないのでしょうか？また廃校になった小学校の地域は、どんどん寂れて行くような気がします。庄西から通う児童は、何分歩くのでしょうか？交通事故の危険性は？などなど心配が尽きません。 私の母校 豊南小学校も今まさに学校再編の渦の中にあります。児童の交通安全・教育の面、また地域の荒廃を防ぐためにも、校舎の建て替えを強く希望します。	令和5年4月に開校した庄内さくら学園については、義務教育学校として標準的な学級規模を確保しながら、施設一体型学校施設の特色を生かし、学校行事をはじめとする多様な教育活動を実施しています。 通学時の交通安全については、通学路交通安全プログラムの実施や地域や保護者の見守り活動を通じて、安全確保やその改善に努めており、学校再編にあたっては、学校の適正規模の観点や通学時の安全についても十分に考慮しながら検討を進めてまいります。
27	1 章 P2	現在の学校再編で最も懸念しているのは、学校施設の配置や効率性ではなく、豊南校区と高川校区の住民間に長期的な軋轢が生じることです。 どの案を採用しても、一方の地域では「地域の拠点を	学校施設の整備や再編にあたっては、意見交換会やワークショップなどによる対話やアンケートを通じて、それぞれの地域のご意見を計画づくりや検討に反映してまいります。 意見交換等の機会については幅広くご意見をお聞きする観

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		失う」と受け止められる可能性があり、将来にわたって地域間の軋轢が残ることを危惧しています。説明会でも「統合ありきではないか」「意見が反映されていない」といった声があり、十分な合意形成ができているとは言えない状況です。 学校は教育施設であると同時に、地域コミュニティや防災活動の拠点でもあります。そのため、施設整備や財政面だけでなく、地域コミュニティの維持や住民同士の関係性への影響についても十分に検討すべきと考えます。 住民の理解がどの程度得られているのか、今後どのように合意形成を進めるのか、また対立や不信が生じるリスクにどう対応するのかについて、具体的な考え方を示していただくよう求めます。 十分な説明と検討がないまま計画を進めることは、地域間の対立を固定化するおそれがあるため、慎重な判断をお願いします。	点から、地域単位、PTA 単位など、実施についてのご意向を尊重しながら実施してまいります。
28	2 章 P4	拠点校方式（用地交換有）について、大曽公園を対象とすることに反対します。大曽公園は環境・景観・憩いの場として、子供から老人までのスポーツをはじめとする、利用価値等、住民になくてはならないものです。	本方針は、本市の学校を整備する際の基本的な考え方を定めるものであり、特定の学校の整備手法等を定めたものではありません。また現時点で第三中学校区において特定の整備手法を決定しているものではありません。 個別整備計画の策定にあたっては、いただいたご意見を参考に、今後も地域の皆様との対話を重ねながら、より良い学校施設の整備手法について、慎重に検討を進めてまいります。
29	2 章 P4	拠点校方式（用地交換有）（〃 無）について、大曽公園も対象とすることに反対します。33 年前にこの地に越して来たのは、目の前に大曽公園があったからです。駅近く徒歩圏内にこんな立派な、大きな公園があることに誇りを感じ決断しました。大曽公園と共に、子どもたちは成長し、近隣の方々との交流もあり穏やかに過ごしてきました。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		この穏やかな地域環境こそがこの地の宝です。	
30	2 章 P4	拠点校方式（用地交換有）（用地交換無）について大曾公園を対象とすることに付絶対反対します。 大曾公園は、住宅地の中心にあって環境・景観・憩いの場として、また子供から高齢者迄のスポーツを初めとする利用価値は極めて高く、住民に無くてはならないものです。 住民生活に於て、終身のライフスタイルを奪うもので地域全体の価値を下げ豊中市の損失と考えます。 学校は、残念ながら「関係者以外立ち入り禁止場所」でありその立地については極めて慎重にして頂きたいものです。	
31	2 章 P4	拠点校方式（用地交換有）について大曾公園を対象とする事について反対します。 大曾公園は地域の人々にとって大切な場所です。 未就園児の子供が親と一緒に遊べる場所で園庭を持たない保育所の子供達が身体を動かし遊べる場所でもあります。近隣の幼稚園児が運動会の練習に使っている場所でもあり年配の方もゲートボール等のスポーツをし家で 1 人暮しだとしてもスポーツを通しいろんな方と交流ができる住民生活においてなくてはならない場所と考えます。	
32	2 章 P4	大曾公園との間で拠点校方式 1・2 の整備手法が取りざたされているが、大曾公園は地元住民にとって、とても大事なスペースであり、近隣の孫 3 人を大曾公園で遊ばせながら育てた当方としては一時的 2 にしても恒久 1 にしても利用できないということは考えられない。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		地元にいて肌身を感じているが、毎日、老人会によるゲートボール、子供たちのキャチボール、玉の蹴りあい、バレーのパスなど活発に利用している公園を無くすことは、防災における指定緊急避難場所を無くす以上に重要な問題です。 ぜひ、整備コストだけで公園を使えなくするのは整備手法から外してもらいたと思います。	
33	2 章 P4	大曽公園と三中を用地交換する案は反対です。	
34	2 章 P4	拠点校方式（用地交換有）にて大曽公園を利用するのは反対です。	
35	2 章 P4	我々の地元の大曽公園に、学校の建てる事に、絶対に反対である。	
36	2 章 P4	地域の憩いの場であり、多くの市民が利用する公園である大曽公園は市民の共有財産として法律で守られている地域の誇りである公園である都市公園は公園としての目的に使う場所である。	
37	2 章 P4	北桜塚に在住していることもあり、大曽公園に馴染みもあり、また、幼子から老人まで安心して遊べる公園、様々な活動の拠点として、長年に渡り大切な暮らしの一部であった公園が、「整備手法の分類」の個別校と用地交換の候補に上がっていると聞いて大変驚きました。 歴史的に見ても、今年喜寿を迎える私が幼い頃の数少ない写真に収められており、この公園と近隣の学校のお陰で文教地区としての環境の良さが誇れるものでもありました。 大曽公園はそのまま残して欲しいですし、これからの世代にも受け継いで欲しい環境です。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		学校の校舎の建て替えに関しましては、豊中市の公立学校の敷地の広さは、いずれも誇れるものと思っています。 拠点校方式で、十分に賄えるのではないのでしょうか？通学される生徒さんたちも通い慣れた地域のまま、自身の目で、校舎が新しくなる過程を見ることも意義があると思います。 工事期間中の安全や騒音など、不安材料がないとは言えませんが、それなりの敷地の広さがあるケースが多いのではないのでしょうか？ 時期的に運動会やクラブ活動などのイベントについては、臨時に大曽公園などのグラウンドを使用するのは、地域の方々も期間限定で理解を得られることと思います。 ぜひとも、後世に大曽公園は今の場所に残していただきたいと切にお願い申し上げます。	
38	2 章 P4	老朽化した学校の建替えには賛成ですが、第 3 中学校が大曽公園へ移転することで、周辺の住環境が大きく変わることを懸念しています。そのため、可能であれば「拠点方式（用地交換なし）」を再検討していただけないでしょうか。 コスト面の課題は承知していますが、公園敷地の一部活用など、財源確保の方法も検討の余地があると思います。 また、移転によりグラウンド面積が減少し、教育環境が低下することを危惧しています。少子化が進んでも、スポーツ活動や多様化する教育・ICT 環境に必要な施設規模は確保すべきではないのでしょうか。 例えば、現在の第 3 中学校敷地内のグラウンドに新校	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		舎を建設し、完成後に既存校舎を解体してグラウンドを整備する方法も考えられます。工事期間中は大曽公園を仮グラウンドとして活用できるのではないのでしょうか。	
39	2 章 P4	私は大曽公園を用地交換などの対象とすることに疑問を感じ、12 月上旬の説明会でも疑義を唱えた者です。又加入している自治会から 1200 通弱の大曽公園を用地交換等の対象とする事に対して、反対の署名を市役所宛に 3 月、4 月と提出しております。にも関わらず整備手法が依然として提示されている事に、啞然としております。それ迄、市役所関係部局の方々とも話し合いもしてきましたが、それらを一切無視している記述であり当局の近隣住民無視の表明であるとうけとめざるをえません。3 頁以下の手法部分の全面書き換えを求めます。	
40	2 章 P4	三中建替計画には、隣接する大曽公園を、代替え地とすると聞いているが、とんでもない！ 建替は、現地内建替で終結すべきであり、市民の財産である近隣公園を無くすのには、絶対に反対である。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
41	2 章 P4	大曽公園は昭和 1 6 年に設置されたと聞きました。終戦の玉音放送も大曽公園で多くの人が聞いていたと聞きました。 もともと大曽公園は市民の皆さんの寄付によって設置された公園です。 この伝統ある公園を廃止するようなことは、決して考えないでください。 三中には広い校庭があるのですから、仮設校舎を一旦校庭に設置しての「単独整備」で充分に実施できるはずです。コスト面については考えてください。 是非とも用地交換なしの整備手法をお願い致します。	
42	2 章 P4	大曽公園の歴史経緯について 大曽公園を含む北桜塚周辺には、寄付や地域の協力によって守られてきた土地が多く、その歴史的経緯は地域の大切な財産です。整備方針の検討にあたっては、こうした土地の成り立ちや寄付の背景が十分に考慮されているとは言えず、歴史が軽く扱われている印象を受けています。地域の歩みを尊重するためにも、土地の来歴調査を丁寧に行い、歴史的背景を評価項目として明確に位置づけていただきたいと思います。歴史を大切にする姿勢こそ、市民の理解と信頼を育み、将来にわたって誇れる公共空間づくりの基盤になると確信しています。 大曽公園の公共性について 大曽公園と学校は、子どもから高齢者まで幅広い市民が日常的に利用する公共空間であり、地域の共有財産です。これらの空間は、行政運営上の効率性や短期的な合理性のみを基準とするのではなく、公共性を中心	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		に据えた長期的な視点に立った慎重な検討が求められます。公園の価値や地域における役割を明確に示し、将来世代に継承する視点を整備方針に反映していただきたいと考えます。市民として、公共空間が地域の暮らしを支える基盤であることを改めて重視し、中長期的な視点に立った判断を丁寧をお願い申し上げます。	
43	2 章 P4	私達自治会など大曽公園近隣住民は、大曽公園を学校新校舎建築等にあたっての交換用地とすることはもとより、仮設工事用地とすることについても反対することを 1200 通弱の署名ですでに 3 月 4 月に意思表示し、市に提出しております。それらの意思表示をしているにも関わらず、この方針ではやはり「公園等」を用地交換等の対象として記載しております。それでも「参画」と「協働」のプロセスを経た素案といえるのでしょうか？当局の考えを明らかにして下さい。	
44	2 章 P4	市が進めている豊中市学校施設整備方針において、私たちの地域にある「大曽公園」が用地交換の対象と聞いております。 学校施設の整備を行う際、校舎の解体工事や建設工事から発生する大きな振動や騒音により教職員の声が聞き取りにくくなったり、児童・生徒の集中力が途切れたりする等、工事は、児童・生徒の教育環境に悪影響を及ぼす可能性があります。 本公園は、地域の未就学児や小学生にとって代えがたい「安全な遊び場」であり、健やかな成長を支える重要な拠点です。具体的には東邦幼稚園や公園前にスクールバスで帰宅した未就学児が親子の交流の場となっていますし、桜塚小学校が校区内ですので、放課後の	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		子供の居場所として重要な役割を果たしています。中学生はたったの3年ですが、用地交換で利用された場合それまでの12年間を過ごす同じ子供達が犠牲になるのは明らかです。 特に小学生は校区外にはいかないようにと、夏休み、冬休みのプリントで指導されますので、大曽公園がなくなるのは大問題です。	
45	2章 P4	①拠点校方式（用地交換有）及び②拠点校方式（用地交換無）には賛同できません。 地域の学校整備に対してある程度の協力はすべきと考えますが、大曽公園は北桜塚住民の憩いの場、コミュニケーションの場そして避難所として重要な役割を果たしています。 住民の高齢化が進む近年においてますますその重要性が増していると思います。 第三中校区内に代替え地を提供されても、道路を渡ることは高齢者にはかなりの負担となります。 また、北桜塚、特に4丁目の資産価値低下も大きな問題です。	
46	2章 P4	私は、豊中市立第三中学校の老朽化対策の必要性は理解しておりますが、移転先として大曽公園を活用する計画については、慎重な再検討を要望致します。 その理由として、まず、大曽公園は周辺住民のラジオ体操や散歩、青少年のスポーツ活動など、世代を超えて親しまれ利用される貴重な公共空間だからです。また、緊急避難所にも指定され、災害時に地域住民の安全を守る重要な役割を担っています。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		万一、中学校が移転した場合には交通量の増加、騒音など、周辺の生活環境への影響も懸念されます。 学校整備の重要性は承知しておりますが、同様に公園が持つ環境、防災、子育て健康づくり、地域コミュニティとしての価値も大切です。従って、住民が納得できる形で計画を再考して頂くことを強く要望致します。	
47	2 章 P4	拠点校方式（交換有・無）について大曽公園を対象とする事を認めません。現状の生活環境と騒音（特に就学に日中における騒音を容認することはできず日常生活に多大なストレスを生ずる事で健康な生活に障害を発生する為）RC 構造物を築 60 年程度で解体せず維持管理し節税につとめるべきでは無いのか。	
48	2 章 P4	私は、大曽公園の左隣に住んでいる一市民です。案の「整備手法の分類」の中に「学校と公園等の用地交換」という表現があります。大曽公園は、昭和 16 年の造園以来、80 年以上にわたり地域の生活を支えてきた公園です。歴史的価値だけでなく、日々の暮らしの中で果たしてきた役割は、代替できるものではありません。 この公園は、 ・高齢者が毎日散歩し、顔を合わせて安否をかくにんする場 ・子どもたちが放課後に自然と集まり、遊びながら成長する場 ・住民同士が挨拶を交わし、つながりを育む場 ・スポーツやラジオ体操など、健康を維持する場 ・豪雨時には水を受け止め、地域を守る防災の場 として、地域の生活そのものを支えてきました。こうした生活の基盤は、単なる「公園の機能」ではな	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		く、長年の利用を通じて形成されてきた生活文化です。行政が整備方針の中で「学校と公園の用地交換」という案を示すことは、この生活文化を「交換可能なもの」とみなしているように受け取れます。 もし第三中学校との用地交換がおこなわれれば、建設期間中の数年間、地域住民は日常の生活の場を失います。高齢者は散歩の場を奪われ、子どもたちは安全に遊べる場所を失い、住民同士のつながりは途絶えます。防災機能も一時的に失われ、豪雨時の不安が増します。これは単なる「不便」ではありません。地域の生活の質 (QOL) を大きく低下させ、コミュニティの連続性を断ち切る深刻な影響です。大曽公園は、地域住民の生活に根ざした公共空間であり、代替できる土地ではありません。行政には、住民の生活実感を正面から受け止め、整備方針から「公園との用地交換」という案を除外することを強く求めます。	
49	2 章 P4	大曽公園は現在形で機能している都市型多機能公園である。戦前より豊中の基幹部として「まちづくりの中心」に位置づけられ、地域住民の入り会権放棄・私有地寄付・浄財による造営によってスタートした長い歴史を持つ大曽公園である。今日現在も防災、防災・防火避場所として、日々の住民の心身の健康と癒しの場として機能している。 阪神大震災では市民の救済の場として人と人をつなぐ空間として働いてきた。「三中の建て替え」と「大曽公園の機能の進化」は別問題である。 大曽公園内の石碑にはこの成り立ちが説明されている。公園の緑の力をしり、公園を守る人々と日々パートナーシップで結ばれて活動している。「大曽公園担当	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		者」が、今回のプロジェクトに代表として入っていたならば、このようにボタンの掛けちがえは起こらなかったはずである。	
50	2 章 P4	関係全地域の保護者・住民に知らしめてスタートして欲しい。 今回の件に関しては 2 回の説明会があったがいずれも「南桜塚小学校区」関係者には知らされなかった。とりわけ 2 回目の「三中」で行われた説明会にさえ、南桜塚地域だけが無視された。これは「三中の建て替え」は「熊野田小」「大曽公園」をリンクさせてその大きな「基盤」をつくってから進めるという思考が根底に見受けられる。どんな三中をつくるのか?!生徒・親・先生たち・地域とまとめる行政。 3 中生うちわけ 南桜塚 50% 桜塚 30% 上野 10% 熊野田 10%	
51	2 章 P4	本方針素案における「公園等の大規模な土地の活用」について、特に大曽公園は、地元・桜塚の住民が土地を提供し、市民の厚意による寄付によって整備された歴史的経緯があります。したがって、大曽公園を単なる「市が自由に処分・交換できる土地」と同列に扱うべきではないと考えます。こうした特殊な経緯を持つ公有地を整備手法（拠点校方式など）の対象とする場合には、周辺住民への丁寧な事前説明や意向確認など、慎重な個別手続きを定める一文を本方針に明記すべきです。 今回の方針素案には、すでに「拠点校方式（用地交換あり）」など、公園等の活用を前提とした具体的な整備	特定の学校の整備手法を確定するにあたっては、第 2 章の考え方に基づき最適な整備手法を選定した後に、学校関係者や地域住民との対話を行うこととしております(第 7 章 1-④)。周辺住民の意向確認はそのプロセスの中で実施してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		手法が明記されています。こうした重大な選択肢が提示されている以上、この方針決定のプロセスそのものが「初期段階」に該当すると考えるのが妥当です。しかし、現状では対象地域への事前説明が十分に行われているとは言えません。方針が確定した後に説明されても、それは合意形成ではなく「決定事項の通告」になってしまいます。本方針の理念を形骸化させないためにも、方針の確定前に、まずは特に特定の公園の活用が想定される地域の住民への丁寧な説明の機会を早期に設けるべきです。	
52	2 章 P4	「学校と公園等の用地交換等が可能な場合」とありますが短絡的なくくり方との印象を受けました。「誰が得をするのか？」との疑問も浮かびます。私事になり申し訳ない事ですが明治生まれの祖父が「公園の前に物件があるよ」と勧め大正生まれの父が入手した地で今も住んでいます。 日々遊びに又リクレーション活動に来られる子どもさん達や年配の方々公園がなくなればどんなに淋しく思われるでしょう「公園」は公園のまま存続させてください。	特定の学校の整備手法を確定するにあたっては、第 2 章の考え方にに基づき最適な整備手法を選定した後に、学校関係者や地域住民との対話を行うこととしております(第 7 章 1・④)。周辺住民の意向確認はそのプロセスの中で実施してまいります。 用地交換を行うか否かについても同様にそのプロセスの中で地域住民との対話を通じて判断してまいります。
53	2 章 P6	地域における特有の事情とは例えばどういうことを指しますか？道 1 本だけを隔てた三中和大曽公園という距離感でこれだけ近隣住民が反対しているというのは、それなりの理由があると思います。それだけ大曽公園は何物にも替え難い”価値”があるからではないでしょうか。全てを効率とコストだけで割り切るとするのは違和感しかありません。もう 1 度住民の声を聞き、大曽公園の歴史をしっかりと学んで下さい。大曽公園は出征兵士を送った血と涙が染み込んだ場所です。そう	最適な整備手法の選定は、教育環境への影響、特有のコスト及び工事期間の観点から総合的な判断を行います。 特定の学校の整備手法を確定するにあたっては、第 2 章の考え方にに基づき最適な整備手法を選定した後に、学校関係者や地域住民との対話を行うこととしております(第 7 章 1・④)。周辺住民の意向確認はそのプロセスの中で実施してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		いう場所をコストの問題だけで切り捨てないで下さい。 A という学校は近くに代替地がないので、児童が学校敷地内に居る状態で整備をすすめ、B という学校は代替地があるので、教育環境への影響を最小限に抑える観点から、優先的に採用するという考え方にも賛同しかねます。構わないということでしょうか。そもそも三中程の広い土地で例え自前で建て替えたとしても、それ程の教育環境に影響があるとは思えません。教育環境は口実（それを云えば文句は出ないとおもっているかもしれませんが・・・）でほとんどはコストの問題なのではないですか？それで”学力”に差が出たりしますか？ 整備手法の優先順位で1位となっている空き校舎、民間の建物の使用というのは現実的に豊中市の中で該当する建物があるのでしょうか？本当に探す努力をしますか？スクールバスを出すということも可というのであれば、まずしっかりそういう場所を探して下さい。近隣の理解なしに事を運ぶのは絶対にやめて下さい。くれぐれもお願いします。	
54	2 章 P7	優先順位を考慮した選考フローチャートも、代替となる土地があるから交換。が第一にくるのはいかなものかと思います。 大きさ的には代替になるかも知れませんが、地域にすでに根付いており、重要な拠点です。大曽公園は早朝はラジオ体操、ボランティアによる掃除、子供達の自主練、午前はお年寄りのグランドゴルフ、午後は未就学児や小～高校の学校帰りの子供達の遊び場、土日はスポーツ少年団や大人野球の練習、保育園や幼稚園の	特定の学校の整備手法を確定するにあたっては、第2章の考え方に基づき最適な整備手法を選定した後に、学校関係者や地域住民との対話を行うこととしております(第7章1・④)。 活用実態も含めた周辺住民の意向確認を上記のプロセスの中で実施してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		運動会やマラソン大会など幅広い世代で利用されています。毎日たくさんの人が集い、地域のボランティアにより美化が守られています。代替となる土地は”活用されていない代替となる土地”と変更していただきたいです。	
55	3 章 P11	防犯・事故防止対策について ・非常時の安全確保について、とくに、1 階に職員室、保健室、校長室、事務室などは配置される場合、運動場などの屋外へ避難できる出入り口を確保してほしいです。現状、増築されていて、出入り口が 1 か所しかないところがあります。 ・危険性の高い場所について、外階段や渡り廊下から飛び降りられないようにしてほしいです。また、例えば、3 階以上の教室や廊下の窓は、全開にしても、人が通れないくらいしか開けられないようにしてほしいです。もしくは、窓の開ける形状を横スライドでないものにするか等、安全性と採光、風の通りも考えた、改めての設計をお願いしたいです。 快適で衛生的な居住性の高い学校施設・避難所としての防災機能の強化について ・給食について、避難所になることも考え、また、食育の面からも、自校方式（調理が子どもたちに見える、調理設備がある）を実現してほしいです。非常災害時、道路が寸断された場合も、自校で設備があれば、食をまかなうことができます。	防犯・事故防止対策・避難所としての防災機能の強化について各校において諸室の仕様を確定する際にいただいたご意見を参考にさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
56	3 章 P11	バリアフリーな学校施設について ・エレベーターについて、段差のない渡り廊下の設置はもちろんですが、棟が複数ある場合、エレベーターを複数設置してほしいです。移動するときに、時間がとてもかかります。 ・トイレについて、多目的トイレ（誰でもトイレ）を各棟の各階に設置してほしいです。学校で1か所しかない現状では、授業に間に合いませんし、他の人が使っていたら、待たないといけません。 ・多目的トイレ（誰でもトイレ）は、スペースがいけましたら、女子トイレ側に1つ、男子トイレ側に1つほしいです。例えば、入り口が女子トイレ側からしか入れない場合、使いにくいです。 ・トイレの便器や手洗いの高さも、とくに小学校の場合、高さを変えてほしいです。また、車いすに乗った子どもがそのままでも使えるような、トイレのスペース、手洗い場の形を考えてほしいです。 ・トイレの表示、イラストの表記や色は、「男子は青色、女子は赤色」と決めつけず、教育的効果も考えて対応してほしいです。	エレベーターやトイレの数や仕様については、児童・生徒、教職員等が支障なく学校生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮してまいります。
57	3 章 P12	（1）柔軟で可変的な学習諸室の仕様 について 「ここが普通教室」「ここがフリー教室」「ここが支援教室」・・・と決めて設計せずに、学校や子どもの人数、状況によって、柔軟に対応できるように、表示や内装も工夫してほしい。何十年も使うので、今の考え方がそのまま何十年も変わらないとは思えませんので、柔軟にしてほしいです。	各校において諸室の仕様を確定する際には、表示や内装の工夫も含めて、多様な学び方に対応可能な柔軟で可変的な空間・仕様になるよう配慮してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
58	3章 P12	多様な学びを支える柔軟で可変的な学校施設について普通教室、フリー教室、特別教室、支援教室、メディアセンター、職員室、プールの記載はありますが、とくに保健室、事務室の仕様を知りたいです。保健室には、シャワーを設置してほしいですし、感染症が疑われる子がいた場合、部屋を少しでも分けられるような仕様も考えてほしいです。	保健室にはシャワーを設置するほか、フリー教室の活用等により、更衣や感染症対応ができる諸室を創出することで、快適で衛生的な施設を整備してまいります。
59	3章 P13	外国語教室、日本語教室、通級指導教室、児童会・生徒会室、少人数授業用教室、校内教育支援センター、更衣室は、フリー教室とせず固定の教室、部屋にしてください。 特に、通級指導教室や校内教育支援センター（ステップルーム）は固定の部屋で安心して居られることが大切です。「様々な用途に多機能に使用」や「オープンスペースと組み合わせ拡張利用」などの不安定な環境は良くないと思います。 間仕切りの設置や年度ごとの備品の入れ替えなどは児童生徒、教職員の大きな負担になります。 特別支援教室などの「可動間仕切り」は、安全面での不安があります。学校環境での「可動式」の備品は思わぬ危険を伴うものです。十分な広さの部屋を複数設置して、安全性と広さを保障してください。 ここには書かれていませんが、すでに市内の学校で建設された吹き抜けの構造や幅の広すぎる階段、ワークスペースの窓の手すりの高さも、特別支援の観点から危険なものです。学校の実態や子どもの動き方を考慮せずに設計したのではないかと考えています	フリー教室は各学校の教育事情に応じて、柔軟な活用が可能となっております。例えば特定のフリー教室は年間を通じてステップルームとして使用するような運用も可能であり、児童・生徒にとって不安定な環境を作出しないような運用を図ってまいります。また可動間仕切りを始めとする各設備については、安全性の確保を前提に導入の検討を行います。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
60	3章 P14	学校はチームで動いている。特に小学校では、大きな行事からその日の予定打合せ、子どものことでの相談など学年の意思疎通を常にしておかなければならない。フリーアドレスは考えられない。	職員室のフリーアドレス化を行うことで、教職員間のコミュニケーションの活性化を図ってまいります。
61	3章 P14	「教職員間のコミュニケーションの活性化を促します」とありますが、学年ごとの教員集団の関りなどとはかえって希薄化するのではないのでしょうか。また、子どもにとっても、常に先生がどこにいるか分からない、ということにはならないのか疑問に感じます。	フリーアドレスは着席場所が自由になることで、学年ごとのみならず、あらゆるコミュニケーションのニーズに合わせた着座が可能となり、コミュニケーションの活性化が見込まれるものと考えております。また職員室に設置されるコミュニケーションスペースの活用も効果的です。 児童・生徒と教職員のコミュニケーションについては、質問カウンターを設けることで活性化するものと考えております。
62	3章 P14	フリーアドレスを導入とありますが、学校それぞれの実態で柔軟に対応してほしいです。フリーアドレスを強要しないでください。学校の実態にあわせ、柔軟に対応するため、決めつけないでほしいです。 電話は、固定電話を複数と、携帯電話複数設置してほしいです。 「職員室にコミュニケーションスペースを設置し」とありますが、さまざまな人が職員室で働いている現状で、通り道も狭く、席や椅子がたりていません。そのようなスペースが本当に確保できるのか、疑問ですが「コミュニケーションスペース」はあってほしいです。	フリーアドレスを導入することにより、教職員の座席について、各学校の実態に合わせた柔軟な運用が可能となるとともにスペースを有効活用することが可能となり、コミュニケーションスペースの確保につながるものと考えております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
63	3 章 P15	各学校にプールは必要だと考えます。毎年必ずプール学習があることでどの子もある程度の身を守る泳力を身につけてきました。外部への委託は移動や連絡など子どもも教員も負担が大きいです。負担を考えるなら、学校プールを新しくし、自動塩素投入水質管理システム導入や、管理者派遣を求めます。	天候等の条件に左右されない安定的な水泳授業の実施を図るため、小学校には学校プールを設置せず、民間プール施設等で教職員と民間事業者側のインストラクターが協力して指導にあたるティーム・ティーチングで水泳授業を実施することとしております。 一方で、中学校・義務教育学校においては、専門性を有した教科担当教員が指導を実施しており、原則として学校プールを設置し、今後も自校のプール施設における水泳授業を継続してまいります。
64	3 章 P15	建て替え後の小学校にはプールは作らない。水泳は、四方を海で囲まれた日本独自の文化である。その伝承は水難事故を減らす意味でも大切。民間プールを設けさせるような政策はするな。富裕層だけが水泳を楽しんでよいはずはない。	
65	3 章 P15	中学校及び義務教育学校における水泳授業は気温状況に左右されない安定した水泳授業ができるように対応する一方で、「小学校における水泳授業は民間事業者又は公設プールを活用して行うため、屋外プールを設置しません」とするのはなぜでしょうか。教職員の負担軽減や施設維持費の課題もあると思いますが、移動に時間がかかり授業時間が少なくなる懸念やバスの利用・民間事業者への委託などにも費用負担がかかり続けると思います。学校の水泳の授業は着衣水泳など「命を守るための授業」としても意味があるものと思うので、民間事業者を活用して行う事を標準仕様としていくのではなく、小学校においても安定した水泳授業ができる学校施設の整備をして欲しいです。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
66	3章 P16	学校図書館を地域住民と共用について 学習用の図書館と市民が図書に触れあう図書館とは別物である。	ご意見のとおり、学校図書館を公立図書館はその役割を異にするものと考えており、学校に公立図書館を設置するものではありません。
67	3章 P16	学校図書館の施設や蔵書を、学校と地域で共有することは、防犯面でのリスクが高いです。不審な連絡先や卑猥なメッセージが書き込まれるなど子どもへの悪質な接触があるかもしれません。 また、学校図書館の本はその学校の子どもの教育目的に合わせて購入管理すべきですが、購入する資料がより万人受けするものにされるなど、その学校の子どもの不利益になる懸念があります。 さらに、図書館司書さんの業務として、授業に使う資料など何週間も前から取りおくなど週を超えた業務があり、土日に司書さんのいない間に資料が動いたり別の方が触られたりすると業務が煩雑になりすぎ負担が大きくなります。	防犯面の対応については、他校の地域開放の実践も参考に今後検討を重ねてまいります。 また、蔵書の選定については、学校図書館の設置目的を踏まえ、児童生徒の教育に資することを基本におこなってまいります。 学校司書の業務につきましても、ご懸念のように負担が過度に増えることがないよう、学校図書館の運営方法など配慮してまいります。
68	3章 P16	学校図書館がメディアセンターとして整備され、地域開放を標準仕様とすることについては、子どもの安全確保、個人情報の保護の観点、学校司書の多忙化などに懸念を感じます。	学校施設の多機能化を行い、特定の教室等を地域利用に供するにあたっては、学校教育に支障を生じさせないことが重要です。多機能化に際しては、セキュリティラインの切り分けや監視体制の強化等によって、児童・生徒の安全性を確保してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
69	3 章 P17	現行の校舎の躯体は全国ほぼ 100%コンクリート仕様であり、最も安価なやり方で建築されている。半日居住し学び続ける、成長期の身体について考慮して計画されて来なかった。文科省は 2013 年全国の学校に対して、長寿化計画の伝達講習会を進めた。大阪でも生徒と親・教職の声を聴き、地域を行政で創造的に真に値打ちのあるものを創って欲しいとのことであった。せめて夏暑く冬寒い（とりわけエアコンの下!になる席が最悪となる）構造の改善。躯体のコンクリート上にペンキではなく板張りを施すといった断熱・遮熱の初歩論議等から共有したい。60 年といわずとも（4.50 年でもつ）目先の金の損得よりはるかに文化的市民的に得なはずである。	学校施設は、教育を行う場のみならず、児童・生徒の生活の場としての側面を持っているため、整備にあたっては、快適で居住性の高い空間の創出に努めてまいります。
70	3 章 P19	教職員の更衣、休憩スペースが狭すぎる。さくら学園やよつば学園を見学に行ったが、働く教職員が 100 名を超えるのに、更衣・休憩室のスペースが狭くて驚いた。しかも窓がなく、閉じられた空間で、こんなところでは体を休めたり、おしゃべりできないだろうなと思った。早期退職や病休が多いのに、学校で働く人への配慮があまりないと思う。	教職員の更衣休憩スペースが既定以上に必要となる場合は、複数配置されるフリー教室等を効率的に利用して当該スペースを生み出すことを想定しております。
71	3 章 P19	普通教室の広さはできる限り広くとってください。「多様な学習活動の展開」以前の問題として、空間の狭さは児童生徒の心身の状態に良くないと考えます。	普通教室の広さは多様な学習活動を展開できるようにするため、74 ㎡を標準としており、既存の学校の一般的な広さである 63 ㎡よりも広がります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
72	3 章 P19	子どもたちの更衣室を複数設置してほしいです。 表の記載にあるように、放課後こどもクラブ室は、学校内に設置してほしいです。移動の安全面や学校との連携等からも、学校内に設置してください。また、基準が1室40人となっていますが、現在の国基準ですので、思い切って、1室の定員を下げたて設置してほしいです。学級設置は1クラス35人です（それでも多いくらいです）。	放課後こどもクラブ室については、令和11年4月におおむね40人となる取り組みを進めています。 学校とは異なり日々の出席率は約7割程度となっている状況もふまえつつ、適切な規模のクラブ室を学校内に設置することをめざしてまいります。
73	3 章 P19	留守家庭指導室の広さについて 子どもたちが生活、遊び、学習、取り組みなどをする場所としては、書かれている基準の広さでは足りません。狭いとストレスが高まり子どもの喧嘩が多発します。働く父母が安心して預けられる場所にしてください。	放課後こどもクラブ教室の広さについては、入会要件を満たす全ての児童を待機なく受け入れつつ、国の参酌基準を達成できるよう、取組みを進めてまいります。
74	3 章 P20	校舎面積のシミュレーションにも関連して、教室は十分な面積が必要と考えます。限られた学校の敷地、国庫補助の枠もありますが、一度建てたら長期間使用する大切な建物ですので、今の学校施設の経験をもとに学校現場の意見を取り入れ、慎重に検討してください。	安全安心な施設環境下で充実した教育を実施するために必要となる諸室の面積を確保することが重要と考えております。基本設計の段階では教職員からの意見も聴取した上で諸室の仕様を確定してまいります。
75	3 章全体	子どもたちが過ごす環境の中に、自然とのふれあいの視点が無い。自然に働きかけることは教育の重要な営みであり、整備された場所だけでなく、虫を見つけたり、雑草が観察できる草むらや雑木林が必要だと考える。人の成長には無駄なスペースが大切だと思う。	環境配慮指針に基づく学校敷地内の緑化を実施することにより自然とのふれあいを確保します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
76	3章全体	整備方針素案では、方針の策定の背景と目的について、「学校施設は児童生徒が多く時間を過ごす教育の場である」としています。 しかし、標準仕様の設定の項目をみてみますと、まず、給食について＝給食は教育の一環という観点で位置づけて食育を豊かに実施するために、まず給食センター方式から自校調理方式に転換すべきです。この機会を失うと可能性は失われます。英断を求めます。つぎにフリー教室について＝間仕切りで教室を2分割・3分割できる設計とするとしています。特別支援教室では、防音性に優れた可動式間仕切りとすると明確に示しています。フリー教室の間仕切りについても、防音性に優れた可動式間仕切りとするとすること。 プールについて＝小学校の水泳場は、民間施設または、公設プールの活用とあります。移動手段の確保が必要ではないでしょうか。「移動手段の確保」も記入すべきです。	標準仕様については、各校において諸室の仕様を確定する際にいただいたご意見を参考にさせていただきます。
77	3章全体	学校施設の整備計画は大変な作業となります。でも働く教職員が働きやすい職場となるか、児童生徒が居心地のいい場所となるかが最も重要だと思います。先生にこっそり手紙をわたしたい子はどこに持って行ったらいいでしょう。職員室には先生の机はありません。教室でいやなことがあって校庭の花にホッとした子はどこで気持ちを落ち着かせるのでしょうか。子どもたちと一緒に教育活動をした人がつくった計画とは思えません。もっと、教職員や児童生徒の意見を聞いてください。	整備にあたっては、教職員や児童の意見等も参考に検討いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
78	3 章全体	学校、幼稚園のグラウンドに日よけネットを設置して下さい。	個別整備計画を策定する際の参考とさせていただきます。
79	3 章全体	学校施設整備については、現場の教職員の意見を十分に聞いてください。 庄内よつば学園は、普通教室は横幅が広く、縦の長さが短いので、生徒機の配置が望ましい状態にしにくいです。逆に美術室は横幅が狭く、机の間のスペースが狭くなっています。 教室の、廊下と反対側には、テラスに出られる扉があり、授業中でもテラスに出てしまう生徒がいて困っています。 また、教室前の廊下は幅がせまく、閉塞感を感じます。廊下のいくつかの場所に広いスペースがありますが、生徒の遊び場所になっています。 ガラス張りの壁になっている部屋（生徒が使用する）がいくつかありますが、タイヤの着いた椅子を走らせてガラスの壁にあたることもあり、大変危険です。 今後、校舎の改築等をするにあたっては、安全面を十分に考慮し、教室や廊下の広さ、縦横の比率などが、快適な学校生活を送るために適したものとなるよう、現場の意見を取り入れていただくようお願いします。	学校施設の設計にあたっては、基本設計の段階でワークショップ等を実施し、教職員の意見を設計に反映させる工夫を図ってまいります。
80	4 章 P21	複合化を考える場合、たとえば、四中に服部図書館を併設、ということでしょうか。 豊中では、「こども園」との併設はありませんが、他市では見られます。ぜひ、多世代交流、小中一貫教育だけでなく、0 歳からの 15 歳までの教育を考えられるように、併設を前向きに考えていただきたいです	学校施設の複合化とは、他の市有施設を改築する学校の敷地に統合することを指し、中学校の敷地内に図書館が存在する状態は複合化に該当します。こども園やその他の公共施設の複合化については、特定の学校の整備に際し、第 4 章の考え方に基づき検討してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
81	4 章 P22	行政運営の効率化を学校施設・教育分野に持ち込み、多機能化・複合化を標榜して施設区分別親和性といって（親和性とは???意味不明）民間活用も構想に含むことも想定しています。企画段階での検討ポイントのなかで記述されています。都市部の学校施設は、緑を増やし、静かな環境で教育を実施することをもっと取り組むべきと考えます。具体的な計画段階では、まず先に市民の意見をききながら地域から歓迎される学校施設をつくる必要があります。 行政効率の視点先にありきで持ち込むのはやめるべきです。 建て替えを検討する諸学校については、今後、校区の住民と率直に意見を交換しながら住民参加で計画を立てるべきことを強く要望します。	学校施設の複合化・多機能化に際しては、計画の段階から地域住民や関係団体との対話、意見交換会の機会を設けてまいります。
82	4 章 P27	素案について学校施設の整備を早急に進めていただきたいです。概要版を確認し概ね問題はない意見です。ただ学校施設に併設して地域の利用者を想定している以上、やはり子供達の安全面、セキュリティについては要検討いただき安全な学びの環境を確保することが最優先と。	学校施設の多機能化を行い、特定の教室等を地域利用に供するにあたっては、学校教育に支障を生じさせないことが重要です。多機能化に際しては、セキュリティラインの切り分けや監視体制の強化等によって、児童・生徒の安全性を確保してまいります。
83	4 章 P27	「児童生徒の教育環境の影響を最小限に」、とあるが本来教育施設の整備の目的は、「児童生徒の教育環境を最優先に」考えるべきである。「子どもの未来が輝く街豊中」や「子育てしやすさナンバーワン」と言いながら、子どもよりも経済を優先しているように感じる。学校施設の多機能化、複合化も地域の利益にはなっても、子ども達にとって多様な学習環境を創出するとは思えない。児童生徒の安心、安全な教育環境という面	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		においては不安が残る。 学校図書館をはじめ教育施設を一般も利用できるようにすることは、慎重に。事件が起きないともかぎらない。先ほども述べたが、地域に開放することの方を優先にしているように感じる。学校図書館は教育活動に大きな部分を占め、「ふだん使いの図書館」として整備して来た。学校の中心児童生徒が行きやすい場所にあるべき。地域開放をする安全の為に、校舎から切り離すのは、子ども達の教育活動にとってマイナス。 「情報センター」と名前を変えても「学校図書館法」の範疇にある学校図書館であることは、変わらないことを願います。教育に資するためにあるものであることを最優先に考えてください。 全体的に見て、「子ども達のため」ということが伝わりにくい整備方針。経済、コストなど大人の都合？で、豊中の子どもたちの未来を貧しくしないで欲しい。	
84	4 章 P27	学校以外の施設や団体が学校内にあるのは慎重に決めてほしい。 今の学校は、放課後に放課後等デイサービスや習い事の送迎の車がたくさん来て、近所の方も困るケースが多い。 迎えの人を校内に入れることに学校はかなり気をつかうし、子どもと迎えの人が出会えずに学校に困りごとを言うてくるのでその対応に追われることもよくあり、今でさえ業務に支障がある。 学校の敷地内のことも大切だが、敷地外についても地域の方の声をよく聞いて送迎の車が通ることのできるように、停車するスペースがあるようになどもよく考えてほしい。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		学校では、不審者訓練を毎年して名札のない人には声をかけ、日々子どもたちの安全のために神経を使っている。 そのような所に入ってくる施設や団体があるのなら、出入りする人の名前や顔も明らかにすべきと思う。 子どもたちのために保護者や地域の方、学校の職員の声をよく聴いてください。	
85	4 章 P27	学校の多機能化ということで、メディアセンターや特別教室等を地域利用に供すると書かれていますが、学校教育の場を安易に地域開放することは不安です。 特に、メディアセンター＝学校図書館は学校教育の全ての分野を支える重要な施設です。地域開放によって、資料の紛失や破損等があれば学校教育に支障をきたします。また書架による死角もあり、不審者の侵入、事故等の不安もあります。メディアセンターは地域開放すべきではありません。 メディアセンターを地域開放するとして、アリーナ棟に配置するとしていますが、メディアセンター＝学校図書館は授業だけでなく、休み時間も児童・生徒が気軽に行き来し利用できるように、また先生にとっても、なるべく行きやすい場所にあることが理想です。教室棟から離れたアリーナ棟ではなく、教室、職員室から近い場所に配置してください。地域開放優先ではなく、学校教育の場としての在り方を最優先に配置を考えてください。	学校施設の多機能化を行い、特定の教室等を地域利用に供するにあたっては、学校教育に支障を生じさせないことが重要です。多機能化に際しては、セキュリティラインの切り分けや監視体制の強化等によって、児童・生徒の安全性を確保してまいります。 メディアセンターについては、アリーナ棟に配置する場合であっても同室が学校教育のための施設であることに留意し、児童・生徒が利用しやすい場所に配置してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
86	4 章 P27	多機能化が考えられる学校施設について 学校図書館をメディアセンターとして設置するにあたり、一番に在校生の子どもたちの利用を重視して欲しい。 外部からの利用を可能とするために教室棟から離れたアリーナ棟に設計されている。 子どもたちは、学校図書館を授業時間だけではなく休み時間や放課後などにもたくさん利用し、先生方の利用も多い。 学校図書館は子どもたちがより利用しやすい教室棟の中心に設置するように考えて欲しい。 メディアセンターの地域開放が、単に本のある空間の利用ならランチルームで十分足りる。 学校図書館が不特定多数の人の出入りが可能となると、かえってコストがかかることになる。安全面や図書の紛失破損の補填はどうなるのか。 さくら学園の学校図書館を見学した。アリーナ棟に設置されているが、安全性やセキュリティの面で多大な費用と配慮を必要とするのではないか。セキュリティを考えてか出入口が一カ所しかなかった。	
87	4 章 P28	今回の計画は、公共施設との複合化を前提に進められているように感じますが、その必要性やメリットについて十分な説明が必要だと思います。複数案を比較したうえで検討してください。	複合化・多機能化するか否かも含めて対話を行ってまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
88	4 章 P28	「地域住民との合意形成」「計画の初期段階から、地域住民や関係団体との対話、意見交換の機会を設けます」とあるが、これでは、すでに多機能化ありきではないかですか。学校施設の多機能化ではなく、地域の図書館を存続させることや、球技などができる広いグラウンドの設置、児童館の設置など、それぞれの機能の公共施設を充実させることが望まれていると思います。	
89	5 章 P30	学校と民間施設の合築について。 民間の施設が入るとなったら、お互いに管理や運営が難しくなります。特に防犯面はかなり心配です。不審者の侵入や隠しカメラ設置される懸念が拭えません。また、子どもは時間を守れなかったり音を出したりしてしまうものです。子どもの成長を妨げる制約ができるなど学校教育の主体性が脅かされることはあってはいけません。	民間施設の合築を行う場合は、当該施設と学校施設の間のセキュリティラインの切り分けを工夫し、学校施設の防犯対策を十分に考慮した設計を行います。
90	5 章 P30	学校の施設が広いからといって、上層や下層にオフィスや商業施設を入れるという発想がどこから出てきたのか、理解できません。方針全体を通してお金のことばかり言っているように感じますが、子どもの教育、それも公教育であることがすっかり抜け落ちていきます。サウンディングの結果現実的ではなかったという問題ではなく、学校をなんだと思っているのか、根本の姿勢を疑い、この方針そのものへの疑念が高まりました。 市民の声、子どもたちの意見も聞いて、方針を作成してください。	民間施設の合築を行う場合は、当該施設と学校施設との間のセキュリティラインの切り分けを工夫し、学校教育活動に制約、影響を生じさせないことが前提になるものと考えております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
91	5 章 P30	コスト面から民間施設の合築の可能性を検討する必要があるとのことですが、子どもたちの教育の場に民間の商業施設等の合築はやめてください。現状では現実的でないとの記述がありますが、検討すること自体がおかしいです。ありえません。	
92	5 章 P30	公共施設との複合化はともかく、民間施設が入ることは反対である。民間の施設は入れ替わることがあるし、建物全体の修繕・建て替えの時、豊中市だけで決めることができない。設備面など学校が主体性を持って運営できるかどうかの懸念もある。	民間施設の合築を検討するにあたっては、学校教育活動に制約・影響を生じさせないことが前提となります。合築した建物のうち、学校施設部分の修繕が困難になることが予想される場合等は、学校教育活動に影響が出ないかどうか慎重に判断する必要があると考えております。
93	5 章 P30	子どもたちが下校後商業施設に出入りして、問題を起こすのがあきらか。そういったものを隔離した中に学校独特の学びの文化を作ることが必要。	民間施設の合築を行う場合は、当該施設と学校施設の間の導線の切り分けを工夫し、児童生徒による当該施設の利用については、適切な指導を行います。
94	5 章 P30	安全性・セキュリティの確保について、慎重な検討が必要と思います。多くの人が入り出すことでの事件・事故や置いてあるものの管理、火事などの心配を十分に検討してください。5－4 地域住民との合意形成では学校現場の教職員の意見を聞く機会を、地域住民・団体と同等にもつようにしてください。	学校施設の複合化・多機能化に際しては、教職員の意見を取り入れつつ、セキュリティラインの切り分けや監視体制の強化等によって児童生徒の安全性を確保してまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
95	5章全体	コストの最適化のために、学校が学校でなくなり公教育の場を崩壊させていくものと思います。 コストの効率化のために複合化や民間活用という、公教育を壊していくような方針はやめて欲しいです。国の財政誘導に流されるのではなく、OECD 諸国最低水準の教育予算を増やすよう国に求める努力もして欲しいです。	限られた財源の中で教育環境の質を確保するためには、ライフサイクルコストの最適化の検討は必要であると考えております。一方で学校施設の複合化・多機能化又は民間施設の合築を検討する際には、学校教育活動に制約・影響を生じさせないことが前提となります。
96	6章 P43	通学への影響について記載はありますが、子どもたちへの影響は最小限にしてほしいです。 路線バス等の公共交通機関を選択した場合、通学定期は補填してください。 とくに小学生はスクールバスを出してください。	整備期間中、通学に伴う児童・生徒の負担を最小限に抑えられるよう様々な対応策を講じてまいります。
97	6章 P44	豊南小学校は災害時には身近な避難所として、重要な役割があります。廃校ありきではなく、現在の場所での活用についても検討をお願いします。	学校施設の避難所機能は重要なものであると認識しており、当該機能が失われることのないよう学校施設の整備に取り組んでまいります。
98	6章 P44	豊南小学校は誰でもすぐに避難できる防災公園にしてください。 豊南小学校の運動場の下に、市のホームページにも掲載している豊中駅近くの公園の地下のように、巨大な地下防水場を、作ってください！	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
99	6 章 P44	避難所機能や地域コミュニティの核となる小学校は廃校すべきでないと考えます。地域から小学校・中学校をなくさないで下さい。	
100	6 章 P44	高川小学校だと災害時の避難場所に困ります。特に高齢の親がいますので、高川小学校だと遠いです。 また、豊南町南 4 丁目や南 5 丁目にお住まいのある方は、お子さんが高川小学校まで登校するのにかなり距離があります。 地域にとって大切な場所なので、慎重に検討していただきたいです。よろしくお願い致します。	
101	6 章 P44	豊南小学校を廃校にせず、今ある場所を活かした検討をお願いしたいです。地域にとって大切な学校ですので、慎重に検討してください。 避難所の件は具体的に？	
102	6 章 P44	豊南小学校は災害時には身近な避難所として、重要な役割があります。廃校ありきではなく、現在の場所での活用についても検討をお願いします。豊南小学校を廃校にはしないでほしい。	
103	6 章 P44	全体的に良くできた素案だと思うので、どの箇所という意見ではなく、豊南小学校に特化した意見を述べます。 豊南小学校の地域は、小学校を中心として非常に地域としてまとまりがあります。 高齢化率が高く、防災の面では小学校が、どこかと一緒になり移転してしまうと避難所としての機能もなくなってしまう。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		地域の核としての小学校を建て替えとして残して欲しいと思います。	
104	6 章 P44	「第 2 章 安全・安心な学びの環境の確保」において、防災機能の強化が掲げられていますが、先行検討されている「グループ 1」の地域には、浸水想定深が 3 メートルを超える区域が含まれるなど、極めて高い防災リスクを抱える校区が存在します。第 6 章「避難所への影響」では近隣での代替案が記載されていますが、浸水リスクが重なる地域においては、機能集約による避難所減少は住民の生命を脅かす深刻な問題です。統廃合を検討する際は、当該校区のハザードマップ（浸水リスク等）と緊急避難場所の充足状況を必須指標とし、防災上の懸念が解消できない地域は「検討対象外」とすることを明記してください。	
105	6 章 P44	豊南小学校は災害時には身近な避難所として、重要な役割があります。廃校ありきでなく、現在の場所での活用についても検討をお願いします。 豊南小学校の周りには、高齢者や小さい子達がたくさん住んでいます。しかも天竺川の近くです。 これから台風や南海トラフ地震が心配されるのに、いざ避難となった時、身近にないのは大変困りますよ。 被害が拡大してもいいのですか。 選挙の時、投票も遠くなれば、特に高齢者は高川小学校までの距離はとても遠いですよ。 遠くて行けない。行かない。となれば投票率も確実に下がりますよ。	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
106	6 章 P44	学校施設整備方針（素案）では、学校を地域コミュニティや防災の拠点として位置付けています。しかし、意見交換会では、統合後の豊南小学校跡地について、防災拠点は確保するものの現在のグラウンドを維持することは難しいとの説明がありました。 グラウンドは避難スペースや物資集積場所、緊急車両の受け入れなど、防災機能を支える重要な空間です。また、市民体育祭などを通じた地域の防災活動は、住民の防災意識や初動対応力の向上にもつながっています。そのため、グラウンドの縮小は、防災機能だけでなく地域の防災力の低下を招くおそれがあります。 さらに、防災の観点では拠点を分散しておくことも重要です。学校機能の集約と跡地機能の縮小が同時に進めば、地域全体の防災リスクが高まる可能性があります。 そのため、防災拠点を残すという形式的な説明だけでなく、 空間機能（グラウンドの確保） 活動機能（市民体育祭等の実践的防災活動） 配置（拠点の分散性） を含めた防災機能の実効性の観点から、現状と比較して客観的な検証を前提とした計画の再検討を要望します。	学校の跡地をどのように活用していくかは、地域の活性化や政策課題の解決を図るうえで重要な点であり、地域住民の活動拠点、また災害時の避難場所としての役割を担ってきたという学校施設の特性を踏まえ、地域活動の場、防災機能、公共目的として利用するスペースを整理したうえで、地域の状況や課題を踏まえ、検討を進める必要があります。また、学校の再編にあたっては、地域ごとの状況や課題について関係課と連携しながらその把握に努めてまいります。 学校跡地の活用については、「豊中市学校跡地の利活用方針」に基づき、地域の皆様との対話を重ねながら、公共利用に限らず、民間活力の導入など幅広い可能性を視野に入れ、地域の活性化や政策課題の解決につながるより良い活用のあり方について慎重に検討を進めてまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
107	7 章 P46	学校整備ロードマップの記載内容のとおり、グループ 1 の豊南小学校は現地建て替えとしていただきたい。近隣校（高川小学校）との学校再編（統廃合）は止めてください。 小学校は地域コミュニティの中心となっている。廃校となり別の施設ができたとしても、ごく一部の機能だけになるのは明かです。豊南小学校を廃校すると地域コミュニティが衰退し、地域連携の教育力も低下するのが普通に予想できます。 また、高川に小中一貫校とした場合、中学生には校庭が狭すぎる、現在第十二中で行っているような部活動もできなくなる等の教育環境が低下悪化すると考えます。小中学生が同じ、狭い校庭で学校生活すること自体に無理がある、と容易に予想できる。さくら学園の話を聞いてもそのようになる予想されると考えます。 学校整備ロードマップ、グループ 3 の高川小学校については、まだ時間があり、高川小校区の児童数予想も変わることも予想される。このため、適切な時期に長寿命化計画の改定を検討するのが合理的である。 現在の小中学校のクラス人数 35 人だが、将来的には 1 クラス人数も減らして少人数制の世界的なレベルに合わせる方向であると考えます。高川小校区の児童数が減ってきた場合は、先進的に少人数学級制にするなどの教育改善の方向性を進めてほしいと考えます。 また、学校施設の複合化と多機能化についても、高川小学校の学校整備検討段階で検討可能と考えます。	学校再編については、「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」に基づき、今後も地域の皆様との対話を重ねながら、慎重に検討を進めてまいります。 また、地域コミュニティ機能については重要なものであると認識しており、旧小学校区単位において確保することを基本的な考え方に据え市として取り組みを進めているところです。この点についても考慮したうえで学校施設の整備に取り組んでまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
108	7章全体	現在豊南小区に居住し、来年入学する子供がいます。豊南小は数年前に異臭騒があり救急車が何台も出動していました。異臭の原因は不明のままと聞いています。一刻も早く、立て直し、もしくは抜本的な改修をし、安心して通える施設にさせていただきたく意見提出させていただきます。	いただいたご意見を参考に老朽化した学校施設の整備を早急に進めてまいります。
109		具体的な案件として居住地域にある市立第四中学校(以下四中と略す)、豊島小学校(以下豊島と略す)、中豊島小学校(以下中豊島と略す)の校舎建替えについて説明を伺いましたが、現在では有力と感じられる仮設校舎利用案において整備の順番として四中、豊島、中豊島の順に行う案が示されています。 この順番について、就学期間を通して仮校舎で授業を受ける児童生徒が出ないようにするため四中を最初にすることは理解できますが、その後は豊島を先に、そのあと中豊島という順になっていることには十分には納得できません。その理由は中豊島で最近天井の崩落事故が発生しているからです。つまり施設更新の緊急度は中豊島のほうが高いのではないかという不安を払拭できません。 したがって、当該小学校の施設更新の順序決定に当たっては、単に築年数の古い方からと言うことではなく、十分な科学的・技術的、合理的な検証に基づく検討と判断を求めたいと思います。 また、その決定については関係する住民に十分納得がいくよう、丁寧な説明と周知をお願いします。	各学校の整備手法及び整備時期については、校区・地域ごとに学校関係者や地域住民との対話を行いながら検討を進めてまいりますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
110	全体	基本的な提示方法について 読しましたが、まず統一的な方針ありきで、市民の意見は聞きおく、という方法だと思います。これは、住民参加という地方自治のあり方に反するやり方だと思います。 それぞれの個別の事案について、まず関係住民の意見を十分に聞くことから始めてください。それぞれの学校や公園には歴史があり、愛着もあります。 地方自治の原点に立ち返って取り組むことを望みます。	本方針は、本市の学校を整備する際の基本的な考え方を定めるものです。各学校の整備手法や仕様等を決定する際には、豊中市自治基本条例の趣旨に基づき、地域の皆様との対話を重ねながら、慎重に検討を進めてまいります（第7章「学校整備プロセス」参照）。
111	全体	この「豊中市学校施設整備方針」はもとより「公共施設等総合管理計画」は豊中市自治基本条例の原則である市民・行政の「参画と協働」の行動原則に則って素案作りされておらず、基本的に無意味であると考えます。即ち、意思（政策のスタート）形成過程に於ける現状認識、分析、課題抽出、複数方策立案、比較分析という計画策定以前のプロセスが当事者市民等の参画をふまえて作業されるべきであるにも関わらず、行政当局主導で具体策に迄踏み込んでいます。これらは自治基本条例を無視しており、計画・方針としての正当性を基本的に喪っているといわざるを得ません。策定プロセスのやり直しが必要です。	
112	全体	住民参加・透明性について 学校や公園の整備は、地域の暮らしに深く関わる重要なテーマであり、自治基本条例に盛り込まれていますように、市民が計画の初期段階から関われる仕組みを制度として明確にしていきたいと考えます。現状では(昨年 12 月の説明会、今 6 月のパブリックコメント等)計画がある程度固まった段階で説明が行われる	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		ことが多く、市民の意見が十分に反映されにくい状況です。情報公開の時期や方法、意見交換の場の設定を、条例や運用基準として位置づけることで、透明性が高まり、行政への信頼も確かなものになるはずです。市民として、決定後に知らされるのではなく、決定前から共に考えられる仕組みづくりを丁寧に進めていただきたいと願っています。	
113	全体	この「概要」の「基本的な考え方」に「地域社会との共生」とあります。この理念に沿うならば、本編の「基本方針」にこれを具体化する記述がある筈ですが、それは見当たりません。何故ですか。	
114	全体	第 1-3 章 豊中市全体をジブンゴトとしているのがいい。 豊中市立の学校全体のことを考えているのがいい。 「学校」のことなので、子ども達の学びを大事にしているのがいい。 2026 年 6 月 22 日に、学校での火事から、豊中市でも点検をしたという報道があったが、実際に防火扉に詰め物をしていて機能していないなどの「危険な現実」広く知ってほしい。 第 4-5 章 学校が地元のシンボルになるのは嬉しい。 みんなが「地元が好き」で暮らせるといいと思う。 もっと「豊中市全体」の様子を様々広報してほしい。 大曽公園は過去に校舎があった歴史もあり、建設やラヂオ塔などを校庭などに残しつつ新しい建物と歴史が融合する「学校」になれば本当にステキだと思う。 第 6-7 章 「学校」や「公園」はみんなのものなので、安全に整	いただいたご意見を参考に、より良い学校施設の整備を進めてまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
		備されるのはいいことだと思う。 時代と共に暮らしも変わるので、偏った意見を重く受け止めるのではなく、誰にとっても同じ大切な日々、みんなにとってハッピーになるよう、どうしていくかをみんなで対話したい。 例えば、家が古くなり、床に穴があいて、危険だから建て替えるとなった時、「反対」されるとどうでしょうか。「反対」は困ります。「学校」は義務で通わせたり、地域活動でみんなが利用したりする、公共施設なので、みんなで解決する意識が広がってほしいです。	